

年次有給休暇の基本と最新情報

～準備はできていますか？4月1日からの5日取得義務化～

と き **2月13日(水)**
午後7時30分～

ところ **富山電気ビル**
5階 中ホール
(富山市桜橋通り3-1)

社会保険労務士法人 池田事務所代表
協会顧問社会保険労務士

講 師 **池田 悦子** 先生

出席対象 **会員および会員家族**

※会員・家族以外で参加を希望される場合は、
協会事務局にご相談ください

全ての事業所で対応が迫られます！

2019年4月から年次有給休暇を1年に5日以上従業員に取得させることが事業所（使用者）に義務化されます。これは事業所の規模に関わらず「年10日以上有給休暇が付与される従業員」に適用されるもので、具体的には以下に該当する従業員が対象になります。

- ◆入職後6カ月以上経過した正職員またはフルタイムのパート職員
- ◆入職後3年半以上経過した週4日出勤のパート職員
- ◆入職後5年半以上経過した週3日出勤のパート職員

年次有給休暇の取得義務化は、医療機関も例外ではありません。

セミナーでは、医療機関としていつまでにどのような対応が必要になるかを解説するとともに有給休暇の基本的な内容についてもあらためてお話しします。

参加申込書

協会FAX **076-442-3033**

会員氏名	
医療機関名	

会 員 _____人

会員の家族 _____人

●質問や雇用に関する相談事例などがございましたらお書きください（できるだけ講演の中でお答えします）